

企 業 会 計

議案第 3 号

令和 6 年度鳥取県営電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	（ 補 正 前 ）			（ 補 正 後 ）		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
1 電気 事業費	1 営業 費 用	発電施設 被害復旧 費	478,000	5	94,600	512,000	5	94,600
			千円	年度	千円	千円	年度	千円
				6	250,250		6	250,250
				年度	千円		年度	千円
				7	113,250		7	166,150
		年度	千円		年度	千円		
			8	19,900		8	1,000	
		年度	千円		年度	千円		
1 資本 的支出	1 建設 改良費	発電施設 被害復旧 費	572,000	5	228,800	597,800	5	228,800
			千円	年度	千円	千円	年度	千円
				6	143,000		6	143,000
				年度	千円		年度	千円
				7	143,000		7	226,000
		年度	千円		年度	千円		
			8	57,200		8		
		年度	千円		年度	千円		

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
佐治発電所水圧鉄管内面塗装 工事	令和 7 年度	20,300千円

水力発電施設及び太陽光発電
設備保守点検業務委託

令和7年度から
令和9年度まで

31,251千円

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第4号

令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	886,213千円	23,000千円	909,213千円
第2項 工事負担金	158,000千円	23,000千円	181,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,010,163千円	23,000千円	1,033,163千円
第1項 建設改良費	658,631千円	23,000千円	681,631千円

（継続費の補正）

第3条 継続費の変更は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	（ 補 正 前 ）			（ 補 正 後 ）		
		総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費 米子市道新設に伴う日野川工業用水道支障移転事業	198,000	6	148,000	230,000	6	171,000
		千円	年度	千円	千円	年度	千円
			7	50,000		7	59,000
			年度	千円		年度	千円

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
日野川工業用水道漏水対策事業	令和7年度	60,000千円
工業用水道事業運転監視・保安管理・点検業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	122,763千円

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第5号

令和6年度鳥取県営病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度鳥取県営病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年間入院患者数	243,601人	△ 1,954人	241,647人
(3) 年間外来患者数	331,428人	2,423人	333,851人
(4) 一日平均入院患者数	667人	△ 5人	662人
(5) 一日平均外来患者数	1,364人	10人	1,374人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	30,660,747千円	976,582千円	31,637,329千円
第1項 医業収益	26,933,489千円	976,582千円	27,910,071千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	32,087,343千円	604,404千円	32,691,747千円
第1項 医業費用	31,475,055千円	604,404千円	32,079,459千円

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院電話交換機保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	14,520千円
中央病院自動ドア保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	19,545千円
中央病院気送管設備保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	14,300千円
中央病院電力監視設備保守点検業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	4,554千円
中央病院入退室監視設備保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	12,980千円
中央病院直流電源装置保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	2,200千円
中央病院排水処理設備保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	12,540千円
中央病院自動制御設備保守点検業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	29,645千円
中央病院食器洗浄業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	55,886千円
中央病院調理補助業務委託	令和7年度	19,721千円
中央病院手術センター補助業務委託	令和7年度	13,662千円
中央病院据置型デジタル式循環器用透視診断装置保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	91,850千円
厚生病院施設等管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	38,940千円
厚生病院R I 診断装置保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	22,110千円

厚生病院泌尿器科レーザー手術システム保守点検業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,904千円
厚生病院遠隔画像診断システム保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	3,300千円
厚生病院線量管理システム保守点検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	4,620千円
厚生病院夜間看護補助者派遣業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	35,977千円
厚生病院看護技術オンライン教育ツール利用料	令和7年度から 令和9年度まで	4,125千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第5条 予算第10条中「9,080,264千円」を「9,684,668千円」に改める。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

条

例

議案第6号

指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

次のとおり指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正	後	前
<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）又は通信制の課程を置く高等学校の副校長（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。）、教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）をいう。）及び人事委員会規則で定める実習助手に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、<u>教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭</u>その他の職員で人事</p>	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）又は通信制の課程を置く高等学校の副校長（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。）、教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）をいう。）及び人事委員会規則で定める実習助手に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、<u>教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭</u>その他の職員で人事</p>	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）又は通信制の課程を置く高等学校の副校長（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。）、教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）をいう。）及び人事委員会規則で定める実習助手に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、<u>教頭、主幹教諭、助教諭</u>その他の職員で人事委員会規則</p>

<p>5 略</p> <p>別表第3 教育職給料表 (第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものをいう。</p>	<p>5 略</p> <p>別表第3 教育職給料表 (第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものをいう。</p>
--	--

教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2・3 略

別表第9 教育職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
特2級	高等学校等の主幹教諭又は指導教諭の職務
略	

イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
略	

教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2・3 略

別表第9 教育職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
特2級	高等学校等の主幹教諭の職務
略	

イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
特2級	中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務
略	

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する<u>指導教諭、教諭、助教諭及び</u>講師のうち次の各号に掲げる者を除く者（以下この条において「<u>教諭等</u>」<u>に</u>に従事したときに支給する。）が、当該学級における授業又は指導業務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、<u>指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講</u></p>	<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者（以下この条において「教諭等」という。）が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、<u>教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助</u></p>

師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(6) 略

2・3 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たたる主任等での職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

略

2 略

手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(6) 略

2・3 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たたる主任等での職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

略

2 略

<p>(夜間学級担当手当)</p> <p>第26条 夜間学級担当手当は、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（給与条例別表第3のイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後8時後午後10時前の間をいう。）において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(夜間学級担当手当)</p> <p>第26条 夜間学級担当手当は、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（給与条例別表第3のイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後8時後午後10時前の間をいう。）において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>
<p>(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>

<p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>講師</u>（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）<u>、実習助手及び寄舎指導員をいう。</u></p>	<p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>講師</u>（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）<u>、実習助手及び寄舎指導員をいう。</u></p>				
<p>（職員の定年等に関する条例の一部改正）</p>					
<p>第4条 職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。</p>					
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="938 1518 970 1765">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1034 1120 1313 1926"> <p>（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	<p>（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="938 474 970 936">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1034 295 1313 1102"> <p>（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	<p>（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）</p>
改正後					
<p>（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）</p>					
改正前					
<p>（管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）</p>					

第7条の2第1項に規定する職（舎監長である教諭並びに部主事である主幹教諭、指導教諭及び教諭を除く。）
(2)・(3) 略

第7条の2第1項に規定する職（舎監長である教諭、部主事である主幹教諭及び部主事である教諭を除く。）
(2)・(3) 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
略		

5 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
略		

5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。